

# 安芸高田市人権尊重のまちづくり条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び国の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に則り、あらゆる人権問題の解決を図るため、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにするとともに、人権に関する施策を総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重される市の将来像「人 輝く・安芸高田」の実現をめざすことを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策を積極的に推進するとともに、市政のすべての分野で市民の人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚に取り組むものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協働して取り組むものとする。

(事業者の責務)

第 4 条 市内で事業を営む事業者は、事業活動を行うに当たっては、人権意識の向上に努めるとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協働して取り組むものとする。

(施策の推進)

第 5 条 市は、あらゆる人権問題の解決のために、市民の人権意識の高揚等人権啓発に関する事業をはじめ、市政のすべての分野において総合的かつ効果的な施策を推進するものとする。

(調査の実施)

第 6 条 市は、あらゆる人権問題の解決のため、必要に応じ調査を行い、その結果を市の施策に反映させるものとする。

(推進体制の充実)

第 7 条 市は、あらゆる人権問題の解決のための施策を効果的に推進するため、国、県、人権擁護関係機関及び民間団体との連携を図るとともに、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 8 条 市長は、この条例の目的達成のための重要事項を調査審議するため、安芸高田市人権対策審議会を設置する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。